

議 事 録 抄 本

令 和 5 年 6 月

福 崎 町 農 業 委 員 会

令和5年5月農業委員会議事録抄本

日 時 : 6月20日(火) 15:00~

場 所 : 福崎町役場 2階 大会議室

【出席者】・・・17名

農業委員

1番 上阪 英仁	2番 加瀬澤智昭	3番 宮川 積	4番 松岡 忠幸	5番 城谷 憲敬
6番 三木 勝博	7番 上延 英一	8番 牛尾 敏博	9番 松本 廣幸	10番 松岡 隆子
副会長 松岡繁克	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

	12番 藤岡 資芳	13番 鍛示 幸弘	14番 後藤 正二	15番 田中 初美
16番 高橋 清正	-	-	-	-

事務局 吉田事務局長、豊國主査、塩見主査、多田

【欠席者】・・・11番 吉高 平記推進委員

【遅刻】・・・9番 松本 廣幸委員

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	副会長 松岡 繁克
1番 上阪 英仁	16番 高橋 清正

【署名人】

10番 松岡 隆子	1番 上阪 英仁
-----------	----------

(議長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会 6 月定例会を開催します。

本日の農業委員の欠席はありません。推進委員は吉高 平記推進委員が欠席です。松本委員が遅れられます。農業委員会等に関する法律第 27 条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

一 同 <異議なし>

(議長) 異議なしということで、

10番 松岡 隆子	1番 上阪 英仁
-----------	----------

委員にお願いします。本日は、議案第 9 号から議案第 13 号に至る 5 議案、報告事項 2 件について審議願います。では審議に入る前にいつものとおり事務局による議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 【議案朗読及び説明】

<案件>

議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(委員会許可) 1 件

議案第 10 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(知事許可) 1 件

議案第 11 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地等の所有権移転届出について

(委員会受理) 1 件

議案第 12 号 農地法第 18 条の規程による合意解約通知について

(委員会受理) 2 件

議案第 13 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号該当転用届について

(委員会受理) 1 件

報告第 1 号 農地使用貸借の合意解約通知について

5 件

報告第 2 号 会長専決処理規程第 2 条に基づく証明書の発行について

5 件

(事務局担当) 令和5年6月議案説明

議案第9号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(委員会許可)

5番: 資料1ページをご覧ください。申請地は日本防水工業㈱の西約30mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧下さい。

この申請は売買による所有権移転です。譲受人の〇〇さんは山崎地区で認定農業者として耕作されており、該当地は〇〇さんの倉庫に隣接しています。

周辺は宅地に囲まれており、所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えられず、許可要件を満たすものと考えます。

議案第10号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(知事許可)

4番: 資料2ページをご覧ください。申請地はサルビア保育園の東約50mに位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧下さい。

この申請は、売買によるもので、所有者が町外在住で農地の管理に困っていたところ、譲受人の〇〇と話が纏まりました。太陽光発電設備の設置を行う計画です。

計画面積・資金等も妥当で、周辺農地は集約されておらず、及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第5条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

議案第11号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の所有権移転届出について

(委員会受理)

1番: 資料3ページをご覧ください。届出地は、株式会社柳田建築研究所の西に位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧下さい。

この届出は、〇〇の駐車場が少なくなってきており、追加の駐車場を確保するために転用するものです。現在隣接の■■■■、■■■■を駐車場として使用されていますが、社員の増加による通勤車や社用車の増により10台分の区画を確保します。

市街化区域であり、届出内容も問題ないことから、農地法第5条の届出の受理要件は満たすと考えます。

議案第12号 農地法第18条の規定による合意解約通知について

(委員会受理)

3番・4番: 山崎地区のほ場整備にあたり、残存小作の解消が出てきています。

議案第13号 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について

(委員会受理)

1番：資料5ページをご覧ください。届出地は、八千種の大歳神社の西約180mに位置しています。地籍図、計画図、現況写真をあわせてご覧下さい。

この届出は、自己所有地の一部を農業用施設用地として転用するものです。所有者の〇〇さんは現在5反ほど耕作されており、現在は自宅横の倉庫に農機具を入れておりましたが、大型の籾乾燥機などを入れるには小さく、老朽化して雨漏りもしているため新しく農業用倉庫を建てる予定です。

200㎡未満の自己所有農地を自己の農業用施設のために転用する場合は、農地法第4条の許可不要となります。周辺の農地への支障もないことから、届出の受理要件は満たすものと考えます。

続きまして、報告事項であります。

報告第1号 農地使用貸借の合意解約通知について

6ページをお開きください。使用貸借の合意解約通知が5件出たことを報告します。

報告第2号 会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について

7ページをお開きください。農地法各申請・届出にかかる受付済等の証明を1件、その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を3件、耕作面積証明書を1件、計5件を発行したことを報告します。

説明は以上となります。

(議長) 議案第9号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可)1件について、現地調査済ですので報告願います。

(上阪委員) 5番：申請地は、日本防水工業(株)の西約30mに位置しています。

現地では、野菜等を植え畑作をされていることを確認しました。

現地調査班では、特に問題はないと判断しています。

よろしくご審議ください。

(議長) 議案第9号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可)1件について、質疑はありませんか。

(宮川委員) 横の農業用倉庫について、地目は宅地ですか。農業用倉庫をやめたときに家を建てることができますか。分譲するとか。

(事務局) 申請地については農用地なので転用はできません。申請地の横についてはきちんとは確認していないのですが、山崎の地縁者住宅区域に含まれていたと思いま

す。農業用倉庫をつぶした時に地縁者として地縁者住宅を建てることは可能です。市街化区域のように土地だけ造成して売るといったのはできないところです。

(議長) 次に、議案第10号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 1件について、現地調査済ですので報告願います。

(上阪委員) 4番：申請地はサルビア保育園の東約50mに位置しています。現地では、草刈をされていることを確認しました。事務局説明のとおり、〇〇が太陽光発電設備を設置するために転用するものです。現地調査班では、特に問題ないと判断しています。よろしくご審議ください。

(宮川委員) 太陽光発電施設を建設するのに1000㎡以上は地区に説明するようになると思うのだが、これは997㎡というのは少し削るのか。

(事務局) フェンスを囲っての事業面積とのことで面積が1000㎡以下とのことです。

(宮川委員) 私が言いたいのは、横にこども園があるのにこれでは弊害が起こるのでは。後々なぜこういうことが許可されたのかと問題が出てきたら困るから、今のうちに考えて。学校の周りでこういう太陽光の転用が出てきたらすべてOKになるのか。あまりにもこども園に近いので。町、農業委員会としてはどう思っているのか。

(事務局) 農業委員会としては農地の利用に対して転用が支障がないかを判断します。太陽光としての判断は、町として協定が必要になるのは1000㎡以上になってきますので審査をしないということになります。

(宮川委員) ただ学校に近すぎるから、そのあたりの許可要件は。

(事務局) それを町で判断する場所がありません。町で判断するのは事業面積が1000㎡以上となっていますので。

(宮川委員) それだったら、1,000㎡未満で2種農地だったらOKということになるのか。

(事務局) すべてOKですよというわけではないですが、それしかないことですので。

(宮川委員) これを機に、集落に太陽光の業者が入ってきているので、1つ許したらずっと入ってくることもなるので何か規制はないのかと思い、質問しました。

(事務局) 何か害があれば国のほうから指針が出てきていると思うんです。そういうのが

ないということは、大丈夫だということで進んできていると思います。

<15：20松本委員入室>

(宮川委員) 昔に、ある日突然住宅の横に太陽光施設が建って温度が上がっていると聞いた。当時だから何の規制もなく、すごく弊害があると聞いたことがある。そのあたりは何もないのか。

(事務局) 隣接の農地に対する同意は努力義務で取ってくださいということになっているが、周りの農地全員が反対しても所有者の権利が強いから転用はできてしまうというのが実情です。農地法上は隣の宅地の人に声をかけてくださいという規制もないものです。

(宮川委員) わかりました、それでは無理ですね。

(三木委員) 私も似たような話なんですが、1,000㎡以上の転用だが、フェンスで囲って1,000㎡未満にすると協議はしないでOKなんですね。

(事務局) まちづくり課のほうではそのように判断しているとのことです。

(三木委員) 2,000㎡でも3,000㎡でも、フェンスで囲えば協議しなくてOKということになるんですね。

(事務局) その場合は分筆して転用ということになると思います。必要最低限の面積しか転用できないので、半分使わないということになると分筆してくださいということになります。残りは所有者さんのままになります。

(三木委員) 極端な話、1,500㎡でもしようと思ったらできるわけですね。

(事務局) 田の形状にもよりますし、土地の状況とかにもよります。

(三木委員) 田の転用面積じゃなくて事業の実施面積ですね。

(事務局) まちづくり課では、協定は1,000㎡以下では不要となります。

(牛尾委員) 譲受人の〇〇に許可がおりて、何年かして転売とかで、どこが所有しているのか、連絡先とかがわからなくことがある。これは法的には問題ないのか。管理会社がわからなくなり、連絡ができない。なにか歯止めがきかないのか。

(事務局) 農地転用としては、〇〇がするということで許可を出します。

(牛尾委員) 農地の管理について、連絡しようにも転売が続いたらわからなくなる。

(事務局) それぞれの企業によると思うんですよね。土地と一緒に所有権移転するのであれば登記に反映されるでしょうし。管理会社が変わるのを農業委員会ですべて把握するのはできないと思います。

(牛尾委員) 管理会社が変わって連絡ができないというのが、何とかならないのかと思う。

(宮川委員) 例えば、付帯条件で5年間の連絡先とかをつけることはできないんですか。

(事務局) 転用に関してはありません。村とか周りの同意を得るときにそういう約束をしてくださいねということと言えるとは思いますが、履行するかどうかは相手次第だと思います。

(宮川委員) 太陽光はこれからもいろいろな問題が出てくると思う。

(議長) 他に議案第10号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 1件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議長) 新聞報道等を見ていましたら、これからも太陽光設備の転用は出てくるんじゃないかと思います。農業委員会としては、農地の転用に関して審議するものですし、牛尾委員や宮川委員が言われていたように、転用の相談があった時に、事務局が、窓口で口頭か何かで転売せずにするを確認することぐらいかなと思います。窓口に来た時には注意喚起をしてもらうということをやっているかどうかと思います。他になければ次に移ります。

次に、議案第11号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の所有権移転届出(委員会受理) 1件について、現地調査済ですので報告願います。

(上阪委員) 1番：届出地は、株式会社柳田建築研究所の西に位置しています。現地では、草刈が行われていることを確認しました。事務局説明のとおり、露天駐車場として転用するものです。現地調査班では、特に問題はないと判断しました。よろしくご審議下さい。

(議 長) 議案第11号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の所有権移転届出
(委員会受理) 1件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) 次に、議案第13号 農地法施行規則第29条第1号該当転用届(委員会受理)
1件について、現地調査済ですので報告願います。

(上阪委員) 1番：届出地は、八千種の大歳神社の西約180mに位置しています。
現地では、草刈等され管理されていることを確認しました。
事務局説明のとおり、所有者の〇〇さんが農業用倉庫とするために転用するも
のです。
現地調査を行ったところ特に問題はないと調査班では判断をいたしました。よ
ろしくご審議ください。

(議 長) 議案第13号 農地法施行規則第29条第1号該当転用届(委員会受理) 1件に
ついて、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) それでは、ただ今より順次、討論、採決に移りたいと思います。
議案第9号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員
会許可) 1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第9号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員
会許可) 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成11：反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第9号 農地法第3条の規定による農地等の
所有権移転許可申請承認(委員会許可) 1件について、許可することといたしま
す。

(議 長) 次に、議案第10号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第10号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 1件について、賛成の方は挙手願います。

<賛成多数> [賛成8 : 反対3]

(議 長) 賛成多数でございますので、議案第10号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 1件について、県へ進達することといたします。反対意見を伺います。

(宮川委員) 私は学校、こども園に近すぎるということで反対させていただきます。

(三木委員) 協議を外して1,000㎡以内というところで反対します。ここは進入路が狭いと思うのだが、工事車両はどうするのか。

(事務局) 代理の行政書士に聞いたところ、人力で運ぶと回答がありました。

(牛尾委員) 許可申請に関しては、良心的に説明会とかをしてくれていると思うが、年月が経つと連絡先が途絶えることが多々あったので、信用できないので反対します。

(議 長) 賛成多数ですが、いただいた反対意見は議事録等にまとめ、事務局でまた精査等をして、連絡先が途絶えるとかは対策を講じていくことを検討したいと思いません。

(議 長) 次に、議案第11号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の所有権移転届出(委員会受理) 1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第11号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の所有権移転届出(委員会受理) 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成11 : 反対0]

(議 長) 举手全員でございますので、議案第11号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の所有権移転届出(委員会受理)1件について、受理することといたします。

(議 長) 次に、議案第12号 農地法第18条の規程による合意解約通知(委員会受理)2件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第12号 農地法第18条の規程による合意解約通知(委員会受理)2件について、賛成の方は举手願います。

<全員举手> [賛成11:反対0]

(議 長) 举手全員でございますので、議案第12号 農地法第18条の規程による合意解約通知(委員会受理)2件について、受理することといたします。

(議 長) 次に、議案第13号 農地法施行規則第29条第1号該当転用届(委員会受理)1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第13号 農地法施行規則第29条第1号該当転用届(委員会受理)1件について、賛成の方は举手願います。

<全員举手> [賛成11:反対0]

(議 長) 举手全員でございますので、議案第13号 農地法施行規則第29条第1号該当転用届(委員会受理)1件について、受理することといたします。

報告事項については事務局が報告したとおりですが、質疑はありませんか。

(宮川委員) ○○さんとかは農業を揚々としてやっておられたと思うのだが、なぜ多く解約されるのか。

(事務局) 具体的な話までは聞いていないのですが、ただまだたくさんされております。

(宮川委員) 体の調子でも悪いのか。

(事務局) 体が悪いとかは聞いていません。ただちょっと手を広げすぎて回っていないというの聞いたことがあります。行けるところからされるのかと思います。

(議長) 他にありませんか。
<なし>

< 15 : 45 終了 >

○次回農業委員会開催日・・・7月18日(火) 15時00分から

署 名 人	松岡 隆子
署 名 人	上阪 英仁